

返戻金制度について

株式会社表現キャリア

有料職業紹介許可番号

26-ユー300403

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者への返金をするものとする。

※本件、制度の詳細・適用については、各求人者との取引において、返戻制度を変更する場合がございます。

■紹介人材の期間内退職の場合の料金について

●紹介手数料の返還

紹介が成立し、紹介人材が就業した後に、自己都合により入社後6ヶ月未満で退職した場合、支払した紹介手数料の内、下記の金額の返還を受けるものとする。

●1ヶ月未満で退職した場合

(ex. 4/1 入社で 4/30までの退職)

→ 紹介手数料の 80%

●1ヶ月以上、3ヶ月未満で退職した場合

(ex. 4/1 入社で 5/1 以降 6/30までの退職)

→ 紹介手数料の 50%

●3ヶ月以上、6ヶ月未満で退職した場合

(ex. 4/1 入社で 7/1 以降 9/30までの退職)

→ 紹介手数料の 10%